

第3節 社会生活に必要なことを学ぶ機会を

1 生命の大切さ、家庭の役割等についての理解を深める

1) 妊娠や家庭・家族の役割に関する教育・啓発普及

学習指導要領においては、学校における性に関する指導として、児童生徒が妊娠、出産などに関する知識を確実に身に付け、適切な行動を取ることができるようにすることを目的とされており、これに基づき保健体育科を中心に学校教育活動全体を通して指導が行われている。

また、児童生徒に、家族の一員として家庭生活を大切にすることを心づかせることや、子育てや心の安らぎなどの家庭の機能を理解させるとともに、これからの生活を展望し、課題をもって主体的によりよい生活を工夫できる能力と態度を身に付けさせることが重要である。このため、小学校、中学校、高等学校において、発達の段階を踏まえ、関連の深い教科を中心に、家庭・家族の役割への理解を深める教育がなされている。

2008（平成20）年3月には小・中学校、2009（平成21）年3月には高等学校の学習指導要領を改訂し、家庭と家族の役割に気付かせる実践的・体験的な学習活動を一層重視するなど、教育内容の充実を図っている。

2) 乳幼児とふれあう機会の提供

乳幼児と接する機会の少ない中学生、高校生等が、乳幼児と出会い、ふれあうことは、他者への関心や共感能力を高め、乳幼児を身近な存在として意識し、愛着の感情を醸成するとともに、乳幼児へのイメージが膨らみ、将来、親となり子育てに関わる際の予備知識を得る重要な機会である。

このため、保育所、児童館や保健センター

などの公的施設等を活用して、中学生及び高校生等が乳幼児と出会い、ふれあう機会を広げるための取組を推進している。

3) 学校・家庭・地域における取組の推進

将来の親となる世代が子どもや家庭について考え、子どもとともに育つ機会を提供するとともに、国民一人ひとりが家庭や子育ての意義について理解を深められるようにするため、学校教育においては、子どもたちに乳幼児とのふれあいの機会をできるだけ多く提供し、将来親となった際に必要となる子育ての基本的な知識・技能・態度等を習得させるとともに、少子化とそれがもたらす社会への影響、子育てや男女が共同して家庭を築くことの大切さなどについても理解を深めさせることが重要である。

このため、小学校、中学校、高等学校の各学校段階で、関係教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等において相互の連携を図りながら子育てへの理解を深める教育が実施されている。

なお、2008（平成20）年3月に小・中学校、2009（平成21）年3月に高等学校の学習指導要領を改訂し、関連の深い教科等を中心に生命の大切さや家庭の役割等に関する内容の充実を図ったところである。

また、学校・地域の実情などに応じた多様な道徳教育を支援するため、道徳教材の活用をはじめ、道徳教育充実のための外部講師派遣、保護者・地域との連携など地方自治体による多様な事業への支援を行う「道徳教育総合支援事業」を実施しており、生命を大切にする心や思いやりの心、協力し合う態度を育成する道徳教育の一層の推進を図っている。

家庭や地域における取組としては、夫婦で共同して子育てをすることの大切さや命の大

切さなどについて、保護者が理解を深められるよう、地域が主体的に実施する家庭教育に関する取組を支援している。

4) 「家族の日」「家族の週間」等を通じた理解促進

社会全体における理解と広がりをもった取組を促進するため、「家族の日」、「家族の週間」を中心として、啓発事業を実施し、生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族・地域の大切さの再認識を図っている。

○ 「家族の日」、「家族の週間」

子どもと子育てを応援する社会の実現のためには、多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、生命の大切さ、家庭の役割等について、国民一人ひとりに理解されることが必要である。

このような観点から、政府においては、2007（平成19）年度から、11月の第3日曜日を「家族の日」、その前後各1週間を「家族の週間」と定めて、この期間を中心に地方公共団体、関係団体等と連携して、「生命を次代に伝え育んでいくことや、子育てを支える家族と地域の大切さ」を呼びかけてきた。

・フォーラムの開催

「家族の日」に、地方公共団体等の協力を得て、家族や地域の大切さを呼びかけるため



「家族の日」フォーラム 新潟県長岡市

のフォーラムを開催している。2011（平成23）年度は、新潟県中越地震から復興を遂げ、東日本大震災の被災者の受入れや支援を行っている新潟県長岡市で開催した。フォーラムでは、有識者の基調講演のほか、地域で子育て支援に携わる方々等によるパネルディスカッション等が行われた。また、長岡市内3か所の子育て支援施設で、親と子で参加し、家族のあらたなふれあいや多世代交流のきっかけとなる体験型コーナーを設け、多くの参加者に子どもを大切にし、子育てを社会全体で支える意識の醸成を図る機会とした。

・作品コンクールの実施

家族や地域の大切さに関する「写真」及び「手紙・メール」を公募し、優秀な作品を表彰することにより、子育てを支える家族や地域の大切さの意識の高揚を図ることを目的として実施している。2011年度の写真は、〈1〉子育て家族の力、〈2〉子育てを応援する地域の力、の2テーマを、手紙・メールは小学生、中・高校生、一般の3区分で募集し、250作品の応募があった。

5) 家族形成に関する調査・研究等

2011（平成23）年度において、「企業参加型子育て支援サービスに関する調査研究」や「都市と地方における子育て環境に関する調査」などを行ったところである。

前者の調査では、パスポート等事業に加えて、子育て支援についての官民連携の現状について調査を実施し、2011年3月8日に開催された企業参加の子育て支援事業全国会議において、本調査の研究会より調査の結果とあわせて、企業参加の子育て支援事業の展望と課題についての提言を行った。

また、後者の調査では、就労状況、保育、地域コミュニティの子育て力、住居、教育等の子育て環境に関して、既存データ等を整理するとともに、当事者である子育て期の夫婦へ意識調査を行い、地域ブロックごとに出生

率の高低の要因の背景を分析した。

両調査の結果について、ホームページ等を通じて広く情報提供することにより、子育て支援に取り組む地方自治体、企業、特定非営利活動法人・団体等の支援をすることとしている。

2 学びや体験を通じ豊かな人間性を育成する

1) 地域ぐるみで子どもの教育に取り組む環境の整備

学校、家庭及び地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、未来を担う子どもたちを健やかに見守り育むことにより、地域や家庭の教育力の向上を図るため、学校支援地域本部や放課後子ども教室、家庭教育支援など、地域住民の参画による教育支援の取組を全国で推進している。

(1) 学校支援地域本部

地域住民がボランティアとして学校の教育活動を支援し、地域全体で子どもを育てる体制づくりを行う学校支援地域本部事業を2008（平成20）年度より実施しており、学校や地域の実情に応じ、地域住民による学校支援のための様々な活動が行われている（2011（平成23）年度実施か所数：7,384校）。

(2) 放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の体験活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する放課後子ども教室を実施している（2011年度実施か所数：9,733か所）。

(3) 家庭教育支援

身近な地域において、すべての親が家庭教育に関する学習や相談が出来る体制が整うよ

う、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供などの家庭教育を支援する活動を実施している（2011年度実施か所数：2,512か所）。

また、地域住民、学校、行政、NPO、企業等の協働による社会全体での家庭教育支援の活性化を図るため、効果的な取組事例等を活用した、全国的な研究協議を行っている。2011年度においては、宮城県と滋賀県において研究協議会を開催し、全国的な啓発を行った。

さらに、家庭教育の基盤となる、食事や睡眠などをはじめとする子どもの基本的な生活習慣の定着を図るため、「早寝早起き朝ごはん」国民運動を推進している。

なお、各自治体による主体的な取組の活性化や、喫緊の社会的課題を踏まえた家庭教育支援のあり方を国として示すこと等を目的として、「家庭教育支援の推進に関する検討委員会」を設置し、報告書「つながりが創る豊かな家庭教育」をとりまとめた。

独立行政法人国立女性教育会館においては、男女共同参画の視点から、家庭教育・次世代育成支援に必要な専門的・実践的研修として、2006（平成18）年度から「家庭教育・次世代育成支援指導者研修」を開催している。2011年度は2年計画の1年次として「男性の家庭・地域への参画を促進するための調査研究及びプログラム開発」を実施した。この調査研究においては、地域における次世代育成支援への男性の参画を促進する取組事例を収集し、その成果を上記研修のプログラム等に活用している。さらに、「女性情報ポータル“Winet”（ウィネット）」において、育児・子育て支援に関する情報を提供している（<http://winet.nwec.jp>）。

2) 消費者教育等の推進

消費者の安全・安心を実現するためには、騙されない賢い消費者、社会の発展と改善に

積極的に参加する自立した消費者を育てることが大切である。

そのような消費者教育を体系的・総合的に推進するために、消費者庁と文部科学省が密接に連携を図りながら、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする消費者教育推進会議（会長は内閣府副大臣、副会長は文部科学大臣政務官）を開催してきた。

また、消費者教育ポータルサイトにより、幼児期・児童期・少年期・成人期というライフステージごと、安全、契約・取引、情報、環境という分野ごとに、消費者教育用教材や取組事例を提供するとともに、新学習指導要領を反映した消費者教育用教材等の作成・配布等を行っている。

さらに、学校教育においては、2008（平成20）年3月に小・中学校、2009（平成21）年3月に高等学校の学習指導要領を改訂し、例えば、中学校の技術・家庭科において、消費者の基本的な権利と責任について指導することとするなど、消費者教育に関する内容の充実を図った。社会教育においては、2010（平成22）年度に「大学等及び社会教育における消費者教育の指針」を策定し、2011（平成23）年度は、親子で学ぶ消費者教育の試行的実施等により、家庭における消費者教育の推進を図った。

今後、消費者基本計画（2010年3月30日閣議決定、2011年7月8日一部改訂）や新学習指導要領などを踏まえ、学校・家庭・地域における消費者教育を推進することとしている。

3) 地域や学校における体験活動

少子化の進展、家庭や地域社会の教育力の低下などの様々な問題が指摘される中、特に、子どもたちの精神的な自立の後れや社会性の不足が顕著になっていることから、次世代を担う子どもたちが、規範意識や社会性、他人を思いやる心などを身に付け、豊かな人間性を育むよう、発達の段階などに応じた様々な

体験活動の機会を充実させることが求められている。

このため、2001（平成13）年7月には、社会教育法（昭和24年法律第207号）、2006（平成18）年6月には学校教育法（昭和22年法律第26号）を改正し、青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動、その他の体験活動の充実を図ることが明確化されている。

(1) 地域における体験活動の推進

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動等の体験活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する放課後子ども教室を実施している。

また、次代を担う青少年の育成を図るため、自然体験活動の指導者養成に取り組むとともに、家庭や企業などへ体験活動に対する理解を求めていくための普及啓発を推進している。

さらに、独立行政法人国立青少年教育振興機構において、民間団体が実施する体験活動等に対する「子どもゆめ基金」事業による助成、全国28か所にある国立青少年教育施設における青少年の体験活動の機会と場の提供や指導者の養成などを通して、青少年の体験活動を推進している。

(2) 学校における体験活動の推進

小学校においては、「豊かな体験活動推進事業」を実施し、児童の豊かな人間性や社会性を育むため、学校教育において行われる自然の中での集団宿泊活動を推進する取組を支援している。

4) 文化・芸術活動

子どもたちが本物の舞台芸術や伝統文化に触れ、日頃味わえない感動や刺激を直接体験することにより、豊かな感性と創造性を育む

とともに、我が国の文化を継承、発展させる環境の充実を図るため、子どもたちが、学校において、文化芸術団体や芸術家による舞台芸術公演を鑑賞し、ワークショップ等を体験することを通じて、子どもたちの豊かな感性や発想力を育む取組を推進している。そのほか、全国高等学校総合文化祭を2011（平成23）年度は8月に福島県で開催した。

5) 自然とのふれあいの場

優れた自然の風景地である国立公園等において、子どもたちに自然や環境の大切さを学んでもらえるよう、自然保護官（レンジャー）やパークボランティアの指導・協力の下、自然の中でのマナーの習得、自然環境の再生保全活動などを行う機会を提供した。

また、「インターネット自然研究所」や「自然大好きクラブ」などのウェブサイトにより、様々な自然とのふれあいの場やイベント、自然体験活動プログラム等に関する情報を幅広く提供した。

さらに、国立公園のビジターセンターなど全国100か所において、自然体験プログラムなどの体験を通して生物多様性の大切さを学び、理解を深める「全国自然いきものめぐりスタンプラリー」を実施した。

6) 農林水産業の体験や、都市と農山漁村との交流体験

学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子どもの成長を支える教育活動として、2008（平成20）年度から、総務省、文部科学省、農林水産省が連携し、小学生が農山漁村において、農林漁家への宿泊や農林漁業体験などの宿泊体験活動を行う「子ども農山漁村交流プロジェクト」を推進している。

また、子どもたちの緑を守り育てる心と健康で明るく育てるため、各地域において森林体験活動や森林ボランティア活動を行っ

ている「緑の少年団」、親子や子どもたちによる森林ボランティア活動などを行う非営利活動法人等に対し支援を行っている。

さらに、主として小中学生を対象とした「森の子くらぶ」活動など入門的な森林体験活動を行う機会を提供するため、体験学習の場となる森林や施設の整備・情報提供等の支援を行うとともに、「レクリエーションの森」として選定した国有林野を広く国民へ提供するなどの取組を行っている。

加えて、海や水産業、漁村に関する子どもたちの理解を深めるため学校内外活動の一環として実施される体験漁業や自然体験活動への支援や体験活動の場の整備を行うとともに、漁村の受入体制の整備や都市漁村交流の普及・啓発活動等の支援を実施している。

また、青少年の農山漁村等における自然体験活動を推進するため、夏休みなどに野外活動施設や農家などを利用した「短期山村留学」や、青少年が農林水産業体験や自然体験などを通して社会性や主体性を育む交流体験活動等の事業を支援している。



農業体験：稲刈り体験をする児童（山口県長門市）

7) 子どもの遊び場の確保（公園、水辺、森林）

子どもが身近な自然に安心してふれあうことができ、安全で自由に遊べる場所を地域に確保することは、子どもの健全な育成のために重要である。

子どもの遊び場としての役割が求められる都市公園については、各種運動施設や遊戯施設等を有し、手軽にスポーツやレクリエーションを楽しむことができる公園などの整備を推進している。

また、都市部にある下水処理場の上部空間や雨水排水路、雨水調整池などを活用した水辺空間の整備を進めるとともに、下水再生水を都市部のせせらぎ水路の水源として送水する等の取組により、都市内において子どもたちが水とふれあう場の整備を行っている。

河川空間については、身近な水辺等における環境学習・自然体験活動を推進するため市民団体や教育関係者、河川管理者等が一体となった取組体制の整備とともに、水辺での活動に必要な機材（ライフジャケット等）の貸出しや学習プログラムの紹介など、水辺での

活動を総合的に支援する仕組みを構築し、必要に応じ、水辺に近づきやすい河岸整備等（水辺の楽校プロジェクト：2010（平成22）年度末279か所登録）をはじめとする「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」（2010年度末290か所登録）を実施している。

また、国有林野においては、優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に選定し、広く国民に提供している。

市民団体、NPOなどが行う自然体験・環境教育の活動場となる藻場・干潟等を保全・再生・創出し、市民による良好な港湾環境の利活用の促進、自然環境の大切さを学ぶ機会の充実を図るため、海辺の自然学校を開催している。



下水再生水を活用したせせらぎ空間整備
（福岡県北九州市洞海バイオパーク）



「子どもの水辺」再発見プロジェクト（北海道 漁川）